船橋市教育委員会会議3月定例会会議録

1. 目 時 平成24年3月29日(木)

> 午後2時00分 開会

> 閉会 午後4時30分

2. 場 所 教育委員室

中原 3. 出席委員 委 員 美 惠 長

委員長職務代理者 篠 田 好 造 委 員 Ш 本 雅 章

委 展代 員 石 坂 教 長 毛 成昌 育 石

4. 出席職員 教育次長 团 部 裕

> 管理部長 石 # 雅雄 学校教育部長 魚 地 道 雄

> 生涯学習部長 忠 彦 高 橋 管理部参事兼総務課長 通 健 司

> 学校教育部参事兼学務課長 藤澤 博 財務課長 泉 挫 弘 志

> 施設課長 千々和 司 祐

> 指導課長 鈴 木 正 伸 総合教育センター所長 Ш 本 稔

> 保健体育課長 岩 村 彰喜 社会教育課長 Ш 佳 之 小

> 文化課長 武 藤 三恵子 青少年課長 村 Ш 茂

> 生涯スポーツ課長 加納 誠一

> 視聴覚センター所長 渡 部 善 夫 飛ノ台史跡公園博物館長 江 口 勇

> 男 一宮少年自然の家所長 石 井 晴

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

総務課長補佐

第2 議決事項

議案第9号 船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

議案第10号 船橋市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について

議案第11号 船橋市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について

議案第12号 船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校文書管理規程の一部を改正する訓令に ついて

棚田

康夫

議案第13号 船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

議案第14号 教育長の所掌事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令について

議案第15号 船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について

議案第16号 船橋市立学校等将来計画検討協議会規則を廃止する規則について

- 議案第17号 船橋市立小・中学校の学校規模・学校配置に関する基本方針について
- 議案第18号 船橋市教育委員会スクール・バス運営規程について
- 議案第19号 船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第20号 船橋市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第21号 船橋市文化財の指定について
- 議案第22号 船橋市立学校運動場夜間照明灯の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規 則について
- 議案第23号 船橋市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第24号 船橋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第25号 船橋市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第26号 船橋市個人情報保護条例による保有個人情報部分開示決定に係る異議申立てに対 する決定について
- 議案第27号 船橋市文化財審議会委員の委嘱について

第3 臨時代理

- 報告第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 報告第2号 職員の任免について
- 報告第3号 職員の任免について
- 報告第4号 県費負担教職員の任免に関する内申について

第4 報告事項

- (1) 船橋市立学校空調設備運用指針について
- (2) 平成24年度「全国学力・学習状況調査」の実施について
- (3) 平成23年度船橋市立小・中・特別支援・高等学校におけるインフルエンザ様疾患発生状況について
- (4) 第47回教育研究論文について
- (5) 平成24・25年度船橋市スポーツ推進委員の委嘱状交付式について
- (6) その他

6. 議事の内容

【委員長】

それでは、定刻になりましたので、ただいまから教育委員会会議3月定例会を開会いたします。 はじめに、会議録の承認についてお諮りいたします。

2月16日に開催いたしました教育委員会会議2月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配り してございますが、よろしければ承認したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

ありがとうございます。では、異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。 それでは、議事に入ります。

議案第26号は、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項第2号の「訴訟、審査請求、異議申立てその他の訴訟に関する事項」に該当し、議案第27号については、同規則第14条第1項第1号の「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関する事項」に該当いたしますので、非公開としたいと思います。

また、議案第9号から議案第15号までについては、4月に予定されている市長事務部局の組織 改正に合わせた教育委員会の組織改正を主な改正理由といたします規則・規程の改正でありますの で、一括して審議いたしたいと思います。

この件に関してご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

では、異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第9号から議案第15号までについて総務課、ご説明願います。

【総務課長】

平成24年度より市長事務部局において、「安全・安心な暮らしを支えるための体制の強化、スリムで効率的な体制の構築、自律的な行政運営を行うために」という考え方のもと、大がかりな組織改正が行われる予定です。主な内容としましては、危機管理課や市民安全推進課の設置、企画部と財政部の統合、事業所の組織体制の見直しなどが実施されます。教育委員会においても、市の組織として統一性を図る必要があるため、総務課において組織改正について検討を進めてまいりました。その改正案がまとまりましたので、ここに船橋市教育委員会組織規則の一部改正として議案を上程するものでございます。

組織改正の概要については、お配りした資料「平成24年4月組織改正 新旧」のとおりでございます。

改正点としましては、グレーに塗ってある箇所でございますが、総務課の教育総務課への改称、 これは市長事務部局の総務部にも総務課ができ、総務課と名前のつく課が市の中で合計7つにもなりますので、市民にとってわかりやすくすることから名称を変更するものです。

もう一つ、生涯学習部の教育機関ですが、公民館、図書館、博物館等が組織としましては、左側、 旧のほうですが、生涯学習部にぶら下がっていたものを視聴覚センターにあっては社会教育課に、 一宮少年自然の家にあっては青少年課に、地区公民館にあっては基幹公民館に、東、西、北の図書 館については中央図書館に、市民文化創造館にあっては市民文化ホールに、飛ノ台史跡公園博物館 にあっては郷土資料館に所属するものとし、所属長は現在の7級、課長相当から6級、課長補佐相 当の格づけといたします。

組織規則の中身につきましては、これらの組織改正に伴う部分以外についても、あわせて文言の整理や表現等について見直しを行っております。教育委員会規則の中でも、大もととなる組織規則の改正となりますことから、付随して他の規則等の改正も必要になってまいりました。このことから、議案第10号から15号において他に改正の必要が生じた規則等について所要の改正を行うことから、上程するものでございます。

それでは、議案第9号から順にご説明いたします。

組織改正の概要については先ほど説明したとおりでございます。この内容を組織規則上で文書化してございます。

その他条ずれや項ずれ、表現の修正といったものを除いた主な改正点といたしまして、まず新旧 対照表、資料の11ページをご覧ください。

その左側、中ほどでございますが、「副校長」というところに下線を引いてございます。後ほど出てまいりますが、議案第19号、市立高等学校管理規則の改正と関連いたしますが、この管理規則において市立高校に副校長を置けるように規定することから、職員の任免についての会議の議決事項の中に市立高等学校の副校長を追加いたします。

次に、12ページ、この右側をご覧ください。下線部分でございます。これも後ほど出てまいります議案第16号、市立学校等将来計画検討協議会規則の廃止及び議案第23号、視聴覚センター条例施行規則の改正の中で出てまいります視聴覚センター運営委員会の廃止と関連いたしますが、教育長の専決事項の中から市立学校等将来計画検討協議会委員及び視聴覚センター運営委員会委員の委嘱または任命を削除いたします。

次に、13ページ、左下をご覧ください。「別表第1及び別表第2に掲げる」というところに下線を引いてございます。これは教育機関を規定するところでございますが、現在、教育機関については規則の本則の中で記載してございますが、別表ということで整理してございます。その際、部に直接ぶら下がる課長相当の職員が長となるものとそれ以外のものを別にいたしました。こうすることにより、他の規則等において引用する際にわかりやすく、表現しやすくなってまいります。

また、特別支援学校につきましては、これまでみずから予算を持ち、事業を執行してまいりましたが、事務局各課で所管する他の市立小・中学校と事業の基本的な考え方や取り組みに差異が出てしまうこと、特別支援学校には例えば建築職等の専門職員がいないため、校長をはじめとする教職員がこれまで大変苦労してきたことから、来年度より予算の執行等については小・中学校と同様に事務局各課で行うこととなりました。そのことから、これまでは事務局において特別支援学校とは連絡調整だけをとっていればよかったものを、総括して特別支援学校について考えていく部署が必要となりますので、資料の18ページ、左側でございます、その役割を総合教育センターの教育支援室として事務分掌の中に規定しております。

また、前後してしまいますが、17ページ以降、教育機関の分掌事務が記載してございますけれども、記載する順番を組織順に変更いたしましたので、この新旧対照表のボリュームが非常に大きくなっておりますが、それぞれの分掌事務につきましては大きな変更はございません。組織順に並

べ直したものでございます。

それから24ページ、これは附属機関がどこの所管となるかという表でございますが、今回の組織改正の趣旨に基づきまして、課長補佐相当の所属長となる飛ノ台史跡公園博物館が所管しております博物館協議会を郷土資料館の所管ということに変更するものでございます。

組織規則の改正については、主に以上が大きな点でございます。

次に、29ページをお願いいたします。議案第10号「船橋市教育委員会文書管理規則の一部を 改正する規則」でございます。

こちらの主な改正点でございますが、33ページをご覧ください。33ページ、左側一番下に、第2条の定義のところで教育機関の定義がございますが、組織規則において教育機関の定義を別表において整理したことから、この文言を整理しております。

また、新たに市立高校を加えてございます。これは、市立高校につきましては、これまで学校の中のくくりとして規定を整備しておりましたけれども、実際には市立高校につきましては、この教育委員会の事務局と同じパソコンによる文書管理システムが整備されておりまして、事務局と同様の事務がとられていることから、教育機関と同様のくくりということで変更するものでございます。

また、この管理規則の中で文書の処理についてうたってございますが、今申し上げました文書管理のシステムを市全体の中で使用しておりますので、市の規則の改正のたびに市の規則と整合をとる必要があり、その都度改正の必要が生じておりました。その点を改善するべく、教育委員会独自の部分以外につきましては、市長の事務部局の例によるとして、42ページ、左側、補則、第7条とございますが、この補則において、特に定めのあるもの以外は市長事務部局の例によるとして、常に市の規則と齟齬を生じないようなつくりといたしました。そのため、37ページあたりからございますが、市の規則と重複する規定や様式を削除する、そういった条項が多く出ております。また、そのほかにも文言を整理しておりますけれども、説明は、申し訳ございません、割愛させていただきます。

続きまして、47ページをお願いいたします。議案第11号「船橋市教育委員会文書管理規程の 一部を改正する訓令」でございます。

これも先ほどの文書管理規則の改正と同様に、市長事務部局の関係規定と重複する条項及び様式を削除しております。また、規定の表現を市のものに合わせるものとしております。そのほかに、組織の改正に伴う課名の変更により、「総務課」を「教育総務課」に改める等の文言の整理、それから、先ほど文書管理規則のところでも申し上げましたが、新たに市立高校に関する事項を追加するため、51ページの左上にありますように、(1)課の定義のところに市立高校も加えてございます。

新旧対照表では、86ページまで数ページにわたりまして削除する条項が載ってございます。市の規定の例によるということで、これらを削除して整理しているものでございます。ボリュームが多くなっておりますけれども、事務のやり方としては変わってこないものでございます。

続きまして、87ページをお願いいたします。議案第12号「船橋市立小学校、中学校及び特別 支援学校文書管理規程の一部を改正する訓令について」でございます。

先ほど少しご説明しましたが、事務局と市立高校を除く学校では文書管理システムが異なるため、 文書についての規程が別のものとなっております。この訓令についての改正点は総務課の名称変更 に伴うものでございますけれども、総務課を教育総務課ということではなくて、ここでは「総括文書管理者」という表現に改めてございます。また、そのほかにも、他の関係規定に合わせ条項の追加、削除、文言の整理を行っております。

次に、97ページをお願いいたします。議案第13号「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を 改正する訓令」でございます。

こちらにつきましても、組織規則の改正に伴う文言の整理をしております。また、これまで課長相当の所属長のいる教育機関から、課長補佐相当の所属長の教育機関がこのたびの組織改正で増えてまいりますので、そういったところでは決裁を順々に上げていくラインが異なってまいります。課長相当のところを経由して決裁を上げることになり、決裁の合議をとる場所が変更となりますので、そのあたりを整備してございます。また、所属長が不在のときの代決についても組織改正に対応するよう、規定を整備しております。

次に、115ページをお願いいたします。議案第14号「教育長の所掌事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令」でございます。

ここでの主な改正点といたしましては、「文化芸術ホール」という表現を個別の教育機関である「市 民文化ホール」、「市民文化創造館」へ、それから「博物館」という表現を個別の「郷土資料館」及 び「飛ノ台史跡公園博物館」へと具体的な表現としております。

また、組織の位置づけが変わる教育機関の長が市の財務規則上の課長ではなくなるため、歳入の 調定ができなくなります。そのため、教育長から館長等への委任事項から、調定ができなくなりま すので、それについては削除しております。それから、その他の文言についても整理してございま す。

次に、119ページをお願いします。議案第15号「船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示」でございます。

こちらについても、組織改正に伴う総務課の名称変更から、教育総務課長と変えるべきところですが、ここでは本則及び様式においては「総括文書管理者」という名称に文言整理しているものでございます。

説明は以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

では、ただいま総務課長より説明がございました。皆様から何かご意見、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

説明にありましたように、今回の組織改正に伴っての規定の整備ということで、さまざまな管理 規則等の整備をしていったということです。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第9号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」、議案第10号「船橋市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について」、議案第11号「船橋市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について」、議案第12号「船橋市立小学校、中学校及び特

別支援学校文書管理規程の一部を改正する訓令について」、議案第13号「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」、議案第14号「教育長の所掌事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令について」、議案第15号「船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について」を採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

では、異議なしと認めます。議案第9号から議案第15号までについては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第16号について総務課長、説明願います。

【総務課長】

131ページをご覧ください。議案第16号「船橋市立学校等将来計画検討協議会規則を廃止する規則」でございます。

これにつきましては、21世紀における船橋市立学校等のあり方について、同検討協議会から平成15年3月18日の答申をもって協議会の所期の目的を達成しているため、廃止するものでございます。今回、組織改正を機に、教育委員会規則全体を見直した結果、今回、廃止案の上程に至ったものでございます。よろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございます。

こちらにつきましてご質問等ございますか。

【山本委員】

所期の目的というのはどういうものですか。

【総務課長】

この協議会につきましては、全部で7項目について当時諮問してございます。その7項目とは、まず、開かれた学校づくりとこれからの学校のあり方について、2番目としまして、学校規模の適正化と施設設備の整備について、3番目としまして、時代の変化に対応するこれからの教育のあり方について、4番目としまして、市立高等学校の将来像について、5番目としまして、新しい教育を目指した教職員配置について、6番目としまして、生涯学習環境の整備について、7番目としまして、中長期的展望に立った本市の教育施策のあり方について、以上7点について諮問いたしました。これについてほぼ2年間にわたって事務局も交えて協議してきたわけですが、先ほど申し上げ

ましたように平成15年3月18日に答申をいただいております。

教育委員会としましては、現在は新たな教育ビジョン及び教育振興基本計画において事業をスタートしているところでございますので、ここらで規則を見直して、既に答申をいただいたものについては廃止して整理するべきだろうと、そのような考えから今回上程したものでございます。

【山本委員】

わかりました。ありがとうございます。

【委員長】

ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第16号「船橋市立学校等将来計画検討協議会規則を廃止する規則について」を 採決いたします。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

では、異議なしと認めます。議案第16号については、原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第17号について総務課長、説明願います。

【総務課長】

議案第17号につきましては、別冊の資料をご覧願います。

それでは、船橋市立小・中学校の学校規模・学校配置に関する基本方針についてご説明いたします。

旧基本方針が平成17年に策定されてから6年余りが経過していることから、このたび、最新の船橋市の人口推計、児童生徒数推計、学級編制基準の改正等のデータに基づき、学校を取り巻く環境の変化に対応し、より現状に即した対応策を講じていくため、基本方針の一部を改定することといたしました。

今回の主な改定内容ですが、基本的な方針は維持しながらも、船橋市における標準的な規模や配置の考え方を示す内容にするとともに、より具体的な対応策を検討するため、別冊の実施方針を策定しました。また、将来推計は平成23年5月1日現在の児童生徒推計表をもとにし、法令等は改正後の条項に改めました。

児童生徒推計表につきましては、実施方針の後ろに一緒に綴じてございます。ご参照ください。 船橋市の現状につきましては、小さく付された2ページから5ページに記してございます。

それから、6ページで学校規模の区分を示しました。標準とする規模のほかに、過小規模、小規模、大規模、過大規模とし、規模別に区分することで、各学校の現状と将来予測に基づき計画的に対策を講じていくための基礎データとします。

それから10ページです。学校配置につきましては、従来どおり小学校で概ね3キロ以内、中学校で概ね4キロ以内の通学距離としました。船橋市では住宅密集地域に学校を配置する状況が多いことを踏まえ、国が示している法令より短い通学距離を標準としています。

続きまして、12ページです。標準化に向けての基本的な方針ですが、学校規模別にどのような 規模の学校に対してどのような対策をとるのかといった内容を示し、過大規模校に対しては、分離・ 新設が難しい地域にある学校に対しても望ましい方針を示しつつ、現実的に標準的な教育環境を維 持していくための方策を明記しました。ただし、学校規模がそれぞれの区分になっていきなり対策 が講じられるのではなく、将来推計を注視しながら、学校状況に応じた対策を検討・実施していき ます。

学校の配置においては、すべての小・中学校を現状に応じて再配置し直すことは現実的には困難かと思います。現在の配置をもととし、さまざまな面を考慮しつつ、小規模校及び大規模校の解消や通学区域の変更などの方策を考えることにより、標準化していくものとします。

続いて、実施方針ですが、各学校の現状と将来推計をもとにして、それぞれの学校への対応策について記しております。ここでは、標準とする規模から外れる学校を抽出し、その中でも特に注視し対策を検討する必要があると思われる学校をピックアップしました。3ページの金杉小学校、4ページの芝山西小学校、金杉台中学校、8ページの咲が丘小学校です。特に金杉台中学校につきましては、現在4学級であり、過小規模化が懸念されています。将来推計では4学級の維持が見込まれているものの、今後の動向には十分注視しつつ、状況によってはその対応策の検討に取りかかる必要があるものと考えています。

ページが前後して申し訳ございません。6ページ及び10ページに記しましたけれども、西部地域においては、今後予定されている大規模工場の閉鎖・撤退を考慮に入れた対応策も検討しておく必要があります。分離・新設を想定した周辺校の状況を分析するとともに、跡地開発の動向も含め、学校用地の確保、通学区域のあり方等、はっきりした見通しが立っていない状況にありますが、状況の変化に迅速に対応できるよう備えておく必要があるととらえております。

先ほども申しましたが、この実施方針につきましては、平成23年5月1日現在の児童生徒数推 計表をもとに作成しております。推計表は毎年見直しており、データの更新に伴い、実施方針の見 直しも適宜行っていく予定であります。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ご説明がありましたけれども、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【石坂委員】

わからない箇所がありましたので、教えてください。基本方針の小さく12ページと付されたところで、第4章の標準化に向けての基本的な方針とありまして、その2行目の「船橋市の現状を見たとき、規模を優先すれば配置が偏り、配置を優先すれば規模が偏るという、相反する側面があり

ます。」というところの文の意味がよくわからないので、説明してくださいますか。

【総務課長】

船橋市内においても、人口の密集地域と、それから工業地域があって人が住んでいない区域、商業地域があって人が少ない区域、また、市街化調整区域で農地が多い区域などがございます。規模を優先し、学校の児童生徒数を同じぐらいの規模にしようとしますと、当然人口の多いところは学校の数が多くなくてはいけないといったことで、配置が偏ってまいります。逆に、配置を均等にしてしまえば、人口の偏りというのがどうしてもございますので、児童生徒数が多いところ、少ないところというのが生じてしまう。そういった意味でございます。

【委員長】

よろしいですか。

【石坂委員】

では、規模というのは児童数の規模のことで、配置というのは学校の配置ということでいいですか。

【総務課長】

規模というのは児童生徒数の規模といった意味でございます。配置というのは学校の場所のことでございます。

【石坂委員】

この学区に関しては、この辺にマンションが建つとかそういった様々な情報を収集して対応しなければいけないと思うのですが、その担当は総務課ですか。

【総務課長】

マンションなどの大規模な開発については、市長事務部局のほうに宅地課というところがございますし、また、さらに大規模なものについては都市計画課であるとか、そういった建設局のほうに情報等が入ってまいりますので、教育委員会としては総務課を中心になるべく早くそういったところから情報をとって、対策を立てていくということです。

【委員長】

よろしいですか。確かに、ご指摘いただいた文章の意味でわかりにくいところがあります。 ほかにはいかがでしょうか。

【山本委員】

あんまり理想論みたいなものを言いたくはないんですけれども、マンションができるとか、団地

の高齢化というような外的要因は、我々がどんなに努力してもなかなか改善できないと思いますので、教育委員会としては、魅力ある学校、特徴ある学校をつくろうという方針を掲げるのが大事だと思います。今回、西海神小学校というすばらしい小学校ができたんですけれども、いくらハードがよくても、ソフトが伴わないと、なかなかそちらに通いたがらないと思います。

【委員長】

今、議案になっておりますのは小・中学校の学校規模・学校配置に関する基本方針ということですが、学校運営とか特色ある学校づくりというところでの取り組みも重要ではないかというご指摘でした。どなたかこの点に関してご意見いただけますでしょうか。

【学校教育部長】

議案第17号に関連してということですけれども、ご指摘の点、確かにそのとおりですので、それにつきましても力を注いでまいりたいと考えております。

【石毛教育長】

西海神小学校のソフト面での特徴を具体的に説明してください。

【指導課長】

西海神小学校については、新たに国際理解教育の推進校として研究奨励校に指定し、姉妹都市へ イワードの小学校との文通等の交流を通して、国際理解教育や英語教育を推進していくことで特色 を打ち出そうと考えております。

【委員長】

ありがとうございます。

配置に加え、教育内容というところでの取り組みもしっかりしていくということでございました けれども、よろしいですか。

実施方針の点なんですけれども、今回第1次ということで方針が出されているんですが、これが 大体1年ぐらいの目安で検討し直されていくということですか。

【総務課長補佐】

推計そのものが毎年出てきますので、その推計の状況によっては、現在立てている実施方針に変化が生じてくる場合もあるということが予想されます。ですので、全面的に見直すということではなく、推計に基づいた対応をしなければいけない状況が発生した場合には、適宜見直す必要があるだろうということでございます。

【委員長】

ありがとうございます。市民の方にとってはとても関心が高いところだと思いますので、しっか

りと方針を示しながら、ご理解をいただけるような形で進めていかないといけないと思います。 ほかにはいかがですか。よろしいですか。

それでは、議案第17号「船橋市立小・中学校の学校規模・学校配置に関する基本方針について」 を採決いたします。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第17号については、原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第18号についてご説明願います。財務課でしょうか。

【財務課長】

議案第18号は、船橋市教育委員会スクール・バス運営規程を改正するものでございます。資料は本冊の133、134ページでございます。

従前、特別支援学校のスクール・バスの管理は、船橋市教育委員会スクール・バス運営規程第4 条に基づき校長が行うものとなっておりましたが、平成24年度より特別支援学校の予算の一部が 財務課に移管されることに伴い、豊富小学校のスクール・バスと同様、教育委員会の財務を所管す る課長が管理を行うものとするものでございます。なお、運営は従前どおり各校長が行うものでご ざいます。

この第4条の改正に関連する条文を改正し、各条文に表題をつけ、規程を全部改正するものでございます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ただいまご説明いただきました。これも先ほどのご説明にありました、特別支援学校の予算の一部が財務課へ移管されるということに伴うものということで、よろしいでしょうか。

【山本委員】

豊富小学校にスクール・バスがあるということですか。これは通学距離が3キロ以上の子どもたちが多くいるからですか。

【財務課長】

豊富小学校の場合は、通学距離が長いということでスクール・バスを、分校が統合されたときに 導入したものでございます。

【山本委員】

わかりました。

【委員長】

ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、議案第18号「船橋市教育委員会スクール・バス運営規程について」を採決いたします。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

では、異議なしと認めます。議案第18号について、原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第19号について学務課、説明願います。

【学務課長】

135ページをご覧ください。船橋市立高等学校管理規則の一部改正につきまして、概要を説明いたします。

今回の改正は、議案の第9号にもございましたが、学校教育法に基づく副校長及び主幹教諭を設置し、文言等の整備を図るものでございます。現在、市立船橋高等学校には副校長及び主幹教諭はおりませんが、報告の第1号で後ほど報告いたしますが、一般職の職員の給与に関する条例の中で、今まで給料表が4級までだったものが5級までと変わりまして、その中に副校長及び主幹教諭というのが加わってまいります。それに基づいて今回変更をしたものでございます。

新旧対照表の141ページをご覧ください。はじめに、第45条の職員の欄に新たに副校長及び 主幹教諭の職名及び職務を加えました。

また、142ページ、校長職務代理者届、校長職務代理者選定届につきまして、これは今まで学校教育法に基づき報告をしていたものでございますが、船橋市立小学校及び中学校管理規則に倣い、高校のほうも規則化をいたしました。

次に、副校長及び主幹教諭を設置したことにより、第49条の教務主任等についてのところに、「教諭」の前に「主幹教諭」を、それから62条の防火管理者についてのところにも、「教頭」の前に「副校長」をつけ加えました。

次に、第59条の出席簿について、県立高等学校では管理規則上、自己啓発等休業も出席簿に記載することとなっておりますので、これについても県と同様に規則化いたしました。

最後に、授業料等について、「入学学力検査料」となっていたものを、これも文言ですが、「入学 検査料」とし、整備をしました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございます。

これに関しまして、ご質問等ございますでしょうか。

学校教育法に基づく規定の整備ということで、副校長を配置する計画はないんですか。

【学務課長】

市立高校については、今のところございません。

【篠田委員】

校長がいて副校長が2人という場合と、校長がいて教頭が2人という場合があるということですか。

【委員長】

それは市立高等学校に関してということですか。それとも、一般的にですか。

【篠田委員】

一般的にです。

【学務課長】

現在、市立船橋高等学校は教頭を2名配置しておりまして、県立も含めてそのような状況もあり 得るというふうに考えています。

【篠田委員】

校長がいて、副校長が2人いて、教頭も2人いるという場合もあり得るということですか。

【学務課長】

制度上は職務は別になっており、ピラミッド型に整備されておりますので、人の配置としては考えられなくはないわけですが、実際のところはそのような配置にはならないので、教頭がなくなれば副校長か教頭をどちらかという形で配置をしていくような形になります。

【委員長】

ありがとうございます。学校運営もいろんな形がこれから検討されていきそうですね。

【石坂委員】

副校長の職務についてですけれども、校長の命を受けて校務をつかさどるということで、教頭や 主幹教諭になってくると、生徒の教育をつかさどるという文言が入ってきますけれども、副校長の ところにはなくてもいいんでしょうか。

【学務課長】

これはもとの法令に基づいて決めているもので、学校教育法の37条の中で、このような文言になっておりますので、それをそのまま持ってきたものでございます。

【石坂委員】

仕方がないのですね。

【委員長】

学校教育法の規定に基づいてということですね。

【教育次長】

今のご質問の点ですけれども、校長の職務というのは、校務をつかさどり、所属職員を監督することです。校務をつかさどりというのは、学校に関するすべての業務というのが一般的な解釈で、副校長というのは教頭よりも上席の者になりますので、校長にかわって、校長から命令されたことについて全部決裁権を持つというような職務権限になります。一方、教頭については、校務をつかさどるというのはそこには入っていないわけです。つまり、校務を整理して、及び必要に応じて生徒の教育をつかさどるというような形で、校務全体をつかさどるというのが規定になっていないので、副校長のほうが職務権限があるということです。一般的な解釈では、この校務をつかさどるという部分が非常に大きな権限を与えたものだというふうになっておりますので、そのようにご理解いただけると、わかりやすいと思います。

【石坂委員】

ありがとうございます。

【委員長】

よろしいでしょうか。

それでは、議案第19号の採決に移りたいと思います。

議案第19号「船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。 ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第19号については、原案どおり可決いたしました。 では、議案第20号について文化課、説明願います。

【文化課長】

資料147ページ、議案第20号「船橋市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

船橋市文化財保護条例、同施行規則並びに船橋市文化財保護事業補助金要綱との整合性を図るため、このたび必要な改正を行うものです。

新旧対照表、149ページから160ページになります。補助金の申請等、第9条を削り、第10条を第9条に繰り上げ、以下も同様に1条ずつ繰り上げます。また、第9条関連の様式、第10号様式から第14号様式までを削り、これ以降の様式について様式番号を5号ずつ繰り上げるものです。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。市の関連規程等との整合性を図るということでご提案ありましたけれども、ご質問ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第20号「船橋市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について」を採 決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

では、異議なしと認めます。議案第20号について、原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第21号について、文化課、説明願います。

【文化課長】

それでは、161ページ、議案第21号「船橋市文化財の指定について」を説明いたします。

船橋市文化財審議会の答申を受けまして、葛飾神社のクロマツと二宮神社のイチョウを天然記念物として指定するものです。現在、船橋市には天然記念物として指定している文化財はございません。そこで、平成21年度から文化財審議会において3年をかけまして調査研究し、検討を重ねた結果、このたび答申が出されました。

まず、葛飾神社のクロマツについてですが、資料163ページ、写真が165ページ、このクロマツですが、高さ13メートル、幹回り3.42メートル、市内で最も太いクロマツでございます。 写真にございますように、葛飾神社の本殿を囲む玉垣の中にそびえ立ち、幹が二またに分かれて、この枝は社殿を覆うように笠状に伸びています。上の写真ですが、南側から眺める姿なんですが、社殿と一体化しているような美しい景色をなしています。 資料167ページ、これは江戸時代にかかれた「江戸名所図会」というものですけれども、横に見ていただいて、左側の1枚、左のほうに勝間田の池、現在の勝間田公園になりますけれども、このところに熊野宮のクロマツ、左側の1枚の図絵のやはり中央より少し下の左側に社があるんですけれども、その脇に立っているのがこのクロマツではないかと言われています。

次に、二宮神社のイチョウについてですが、資料、戻っていただいて164ページ、写真が166ページになります。こちらは高さが25メートル、幹回り4.71メートルということで、太さは市内最大級、高さも最も高いイチョウと言われています。こちらは二宮神社、正面の鳥居から一たん参道を下って再び石段を上がったところに社殿を背景に大きくそびえ、境内のよい景色となっております。

また、資料168ページになりますが、こちらも江戸時代に書かれた「成田参詣記」、その中に「三山明神社の図」ということで、現在の二宮神社なんですが、これの左側のほうに神楽殿の少し手前、鳥居のすぐそばに描かれているイチョウがこのイチョウであると言われております。

この2本の樹木ですけれども、いずれも樹齢約400年と地元では言われております。天然記念物として指定する条件としては、巨樹であるとか希少樹である、また容姿が美しいこと、樹木が健康であること等いくつか挙げられますが、その中でも学術上の価値の高いものということで、今回この2本については歴史的に資料も備わっているという点で文化財審議会のほうから答申が出されました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございます。

400年とは、本当に長い年月ですよね。健康にここまで来た2本の木を天然記念物として指定 したいということです。文化財として指定する条件は整っているということでございましたけれど も、ご質問等ございますか。

【篠田委員】

文化財は市内にいくつぐらいあるのでしょうか。

【文化課長】

国、県、市、合計で47件です。これを加えますとまた2件増えます。

【篠田委員】

有形無形合わせてですか。

【文化課長】

合わせてです。

【篠田委員】

もっと多くなるといいですね。 ありがとうございます。

【委員長】

ほかにご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。 それでは、議案第21号について採決いたします。 議案第21号「船橋市文化財の指定について」、ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第21号については、原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第22号について生涯スポーツ課、ご説明願います。

【生涯スポーツ課長】

議案第22号「船橋市立学校運動場夜間照明灯の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。

平成23年度に、船橋市立八木が谷中学校運動場に夜間照明灯の設置工事がこの3月に完了いた したことから、これに伴い、船橋市立学校運動場夜間照明灯の使用に関する条例施行規則の一部を 改正する規則について上程いたします。

第3条の名称及び位置の表、船橋市立高根中学校運動場夜間照明灯の項の次に、「船橋市立八木が谷中学校運動場夜間照明灯」、「船橋市八木が谷2丁目9番1号」を加えるものでございます。また、6条第2項中、「を受理した」を「があった」に改めるものでございます。

資料の171ページからの新旧対照表をご覧願います。第3条、照明灯の名称及び位置の表に、 船橋市立高根中学校運動場夜間照明灯の項の次に「船橋市立八木が谷中学校運動場夜間照明灯」、住 所が「船橋市八木が谷2丁目9番1号」を加えるものでございます。

また、次のページの6条第2項中の下線のところ、旧、「を受理した」を新、「があった」に改めるものでございます。

以上のことから、船橋市教育委員会規則第3条第2項の規定に基づき、議決を得る必要がございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ただいま規則案上程の理由が説明されましたけれども、ご質問ございますか。

よろしいでしょうか。

【山本委員】

第6条の第2項で、後で出てくる博物館条例もそうですけれども、「を受理した」を、「があった」にするということですね。まず、申請を受理するかしないかがあって、それから審議するというもので、「があった」のほうは無条件に受け入れてしまうということでしょうか。これはクレームがあったから改めるものですか。理由をお聞きしたいです。

【生涯スポーツ課長】

この文言につきましては、この文書を管理する総務課と条項について協議したうえで、全庁的に「を受理した」を「があった」ということで整備を図ろうという形になりました。

【山本委員】

例えば、窓口の職員が「これは受理しません。」と言ったら、それで終わってしまうのですか。「が あった」は、必ず管理職など上の方が目にするという意味なのかなと思ったんですけれども。

【総務課長】

受理という言葉の定義ですが、受理とは、権限のある行政庁が申請、審査、請求等に基づいて、 形式や内容が有効な行為として審議または審査するために受け取ることをいいますということです。 したがいまして、文書の収受が行われた事実だけでは受理したと言うことはできないと言えます。 この場合ですと、受理したときはではなくて、申請があったときは必ず市のほうは受け取って内容 を見るわけですから、その時点で受理ではなく申請があったというのが正しい表現だということで、 市全体で例規をつかさどっています行政管理課のほうでは、そういった表現について必ず「申請が あった」というふうに今は直しているということでございました。

【委員長】

ありがとうございます。

ご説明がありましたけれども、よろしいでしょうか。

【山本委員】

ありがとうございました。

【委員長】

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

それでは、議案第22号「船橋市立学校運動場夜間照明灯の使用に関する条例施行規則の一部を 改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第22号については、原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第23号について視聴覚センター、説明願います。

【視聴覚センター所長】

173ページをご覧ください。議案第23号「船橋市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。

視聴覚センター条例施行規則の一部改正に関する内容でございますが、第15条から第17条までを削り、第18条を第15条とし、第19条を第16条と改めるものでございます。次のページでございますが、新旧対照表をご覧ください。第15条から第16条、第17条を全文削ります。それに伴いまして、第18条だったものを繰り上げて第15条、第19条だったものを繰り上げて第16条と改める内容でございます。

視聴覚センターが分掌事務の一部を改正することに伴い規定の整備を図る必要があるため、このように改正するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございます。

ただいまご説明がございましたけれども、ご質問ございますでしょうか。 よろしいですか。運営委員会に関するほうを削るということです。

【社会教育課長】

こちらの運営委員会については、新旧対照表にあるように、視聴覚センターの効率的な運営を図るため開かれている委員会でございます。こちらが消滅することによってセンターの効率的な運営を審議する場がなくなるのではないかというとそういうことではなくて、社会教育委員会もございますので、今度はこちらのセンターも、効率的な運営につきましては社会教育委員会に諮りまして、引き続き審議をしていただくということになりますので、補足させていただきます。

【委員長】

よろしいですか。

それでは、議案第23号「船橋市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則について」 を採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第23号については、原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第24号、飛ノ台史跡公園博物館、説明願います。

【飛ノ台史跡公園博物館長】

議案第24号「船橋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。 資料、本冊の177ページから179ページでございます。

博物館法及び博物館法施行規則が改正されまして、博物館協議会の委員の任命基準について条例で定めることが必要になりました。このことから、平成24年第1回市議会定例会に船橋市博物館条例の一部を改正する条例を上程いたしました。本会議において議決を得ましたことから、平成24年4月1日付で施行することになります。

この博物館協議会の委員の任命基準につきましては、現在、博物館条例施行規則で定めておりますことから、これを削ることになります。また、平成24年4月1日からの組織改正に基づきまして、飛ノ台史跡公園博物館が郷土資料館所管の教育機関となることから、博物館協議会の庶務を定めた第11条を改正いたします。また、この改正に合わせまして規定の文言の整備を図るため、第5条を改正するものでございます。

178、179ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、第5条第3項中「を受理した」を「があった」に改めます。

次に、博物館協議会の委員を定めた第8条を削ります。

次に、第9条の見出しを「船橋市博物館協議会の会長及び副会長」に改め、同条第1項中、「協議会」を「条例第8条に規定する船橋市博物館協議会(以下『協議会』という。)」に改め、同条を第8条にし、よって、第10条を第9条といたします。

次に、第11条中、「飛ノ台史跡公園博物館」を「郷土資料館」に改め、同条を第10条とし、第 12条を第11条といたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございます。

こちらも博物館法の一部改正とそれから組織改正に伴う規定の整備ということですけれども、ご 質問ございますでしょうか。よろしいですか。

【生涯学習部長】

博物館法が改正され、この8条の分については条例に位置づけなさいということで、今議会も通ったものですから、この8条の部分はそっくり条例のほうに入ってございます。規則で抜け落ちた

部分はそこに入っております。内容的には変わりません。先ほど申しましたように、組織改正に伴って、これを所管するのは飛ノ台史跡公園博物館から郷土資料館に移るということでございます。

【委員長】

よろしいですか。

それでは、議案第24号「船橋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

では、異議なしと認めます。議案第24号については、原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第25号について一宮少年自然の家、ご説明お願いします。

【一宮少年自然の家所長】

それでは、本冊の181ページをご覧ください。議案第25号「船橋市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますけれども、現在、一宮少年自然の家では、市内の小学校が郊外学習として自然の家を利用しています。その場合、食費等の支払いにつきましては、自然の家使用ごとに現金で精算を行っております。このことから、今後は教職員による現金持ち運びによる事故等を防止するため、学校帰校後、納付書による銀行振込とする改正でございます。

それでは、次のページ、新旧対照表をご覧ください。当条例施行規則第8条第2項に次のただし書きを加えるものです。その内容は、「ただし、教育委員会が必要と認めるときは、教育委員会が定める納期限までに納付することができる。」であります。

なお、教育委員会が必要と認めるときとは、原則、市内の義務諸学校に通う児童生徒が教育課程 に基づいて使用する場合を指します。

以上が提案内容です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございます。

現金納付から銀行振込を可能にするということで、文言をつけ加えるということですけれども、 よろしいですか。

では、採決したいと思います。

議案第25号「船橋市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第25号については、原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第26号について保健体育課、ご説明願います。

議案第26号「船橋市個人情報保護条例による保有個人情報部分開示決定に係る異議申立 てに対する決定について」は、保健体育課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案ど おり可決された。

【委員長】

続きまして、議案第27号について文化課、ご説明願います。

議案第27号「船橋市文化財審議会委員の委嘱について」は、文化課長から説明後審議に 入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、臨時代理の報告に移りたいと思います。 報告第1号について学務課長、報告お願いします。

【学務課長】

201ページをご覧ください。報告第1号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」報告申し上げます。

千葉県では、高等学校教員の給料表、先ほど議案の第19号でも申し上げましたが、この給料表と小・中学校教員の給料表を統合して、現行の小・中学校教員の給料表を基本とする共通の新給料表が平成24年4月1日から導入されます。つきましては、本市もそれに倣い、この3月議会で高校の教育職給料表を副校長、主幹教諭等を含んだ新しい給料表に改定いたしました。また、給料表の改正により、この3月31日まで受けていた給料月額に達しないこととなる者については、給料の月額のほか、その差額に相当する額を当分の間給料として支給することとなっております。

以上、報告となります。

【委員長】

ご報告いただきましたが、ご意見、ご質問ございますでしょうか。 下がる方ってたくさんいらっしゃるんですか。

【学務課長】

数は把握していないんですが、下がる者については、先ほど申し上げましたように、当面の間補 填をしていくということで、それも当分の間ということで、期限は特に切っておりません。

【委員長】

切りかえのところで、なかなか難しいですね。よろしいでしょうか。

では、報告第2号に移りたいと思います。総務課、報告をお願いします。

【総務課長】

報告第2号「職員の任免について」ご報告いたします。資料は別冊の59ページからでございます。

主幹以上の事務局職員及び教育機関の長の任免にあたりましては、教育委員会会議において議決を得るものでございますが、内示日程等の関係で会議を招集する暇がございませんでした。船橋市教育委員会組織規則第3条の2第1項の規定により臨時代理を行ったものでございます。

まず、1 としまして、平成 2 4年 3 月 3 1 日付で定年退職する職員でございます。村山茂青少年課長を含め、6 名でございます。

次に、2としまして、平成24年4月1日付で県費負担教職員等として任用されるため、平成24年3月31日付で退職する職員でございます。阿部裕教育次長を含め、6名でございます。

次、60ページ、3としまして、平成24年4月1日付で昇任または配置換えする職員でございます。学校教育部長の魚地道雄が教育次長へ、社会教育課長の小川佳之が生涯学習部参事(社会教育課長事務取扱)へ、総務課副主幹の石神和也が教育総務課主幹へ、引き続き文化スポーツ公社に派遣となります。施設課長補佐の小川良平が施設課長へ、船橋高等学校教頭の赤熊一英が総合教育センター主幹(総合教育センター副所長事務取扱)へ、東図書館長の米井信一が社会教育課副参事へ、社会教育課主幹の中村義雄が青少年課長(青少年会館長事務取扱)へ、葛飾公民館長の相川徹が西部公民館長へ、北図書館主幹(北図書館長補佐事務取扱)の高倉三千枝が高根台公民館主幹(高根台公民館長補佐事務取扱)へ、総合教育センター副所長の柴崎秀逸が社会教育課長補佐(視聴覚センター所長兼務)へ、一宮少年自然の家副主幹の河野賢治が一宮少年自然の家所長へ、習志野台公民館主査の岩切雅弘が習志野台公民館長へ、習志野台公民館長の中島健司が八木が谷公民館長へ、新高根公民館主査の髙花正雄が新高根公民館長へ、北図書館主査(北図書館庶務係長事務取扱)の小川正剛が葛飾公民館長へ、社会教育課副主幹の土田秀人が薬円台公民館長へ、浜町公民館主査の廣方紀夫が松が丘公民館長へ、東図書館長補佐の小松崎文秀が東図書館長へ、以上18名が異動となります。

続きまして、61ページでございます。

4としまして、平成24年4月1日付で市長事務部局等へ出向する職員でございます。施設課長の千々和祐司が公共建築物保全課長へ、宮本公民館長の久保木清作が農業委員会事務局次長へ、2名が出向でございます。

次に、5としまして、平成24年4月1日付で市長事務部局から転任する職員でございます。市

長公室参事(秘書課長事務取扱)の鈴木隆が生涯学習部参事(中央図書館長事務取扱)へ、都市整備課副主幹の田久保彰が宮本公民館長へ、以上2名の転任でございます。

次に、6としまして、平成24年4月1日付で県費負担教職員等から任用する職員でございます。 県教育庁葛南教育事務所次長の松田重人が学校教育部長へ、三咲小学校長の松本淳が指導課主幹(指導課長補佐事務取扱)へ、柏市立大津ヶ丘第二小学校長の雨宮宏が総合教育センター主幹へ、二宮小学校長の外山栄一が総合教育センター主幹へ、三田中学校長の木村重幸が青少年センター所長へ任用する職員でございます。

次に、7としまして、平成24年3月31日付で非常勤一般職を退職する職員でございます。夏 見公民館長の園田哲雄を含め、4名でございます。

続きまして、62ページ、最後に8としまして、平成24年4月1日付で非常勤一般職に任用する職員でございます。前原中学校長の前田哲也が夏見公民館長へ、中央卸売市場市場管理課副主査の川合義樹が飯山満公民館長へ、消費生活課副主査の川名部芳秋が三咲公民館長へ任用する職員でございます。

以上でございます。

【委員長】

臨時代理の報告第2号として人事に関する報告が今、総務課長からございました。これにつきましてご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

非常に学校のことを考えていてくださった方が別な部署に移られたりするのは寂しいんですけれ ども、また新しい年度になるということですね。ご活躍をお祈りしたいと思います。

続きまして、報告第3号に移りたいと思います。学務課の報告願います。

【学務課長】

臨時代理の報告第3号になります。

市立船橋高等学校でございます。市立船橋高等学校、赤熊一英教頭が船橋市総合教育センター主幹、副所長事務取扱へ異動となります。後任でございますが、後任は、船橋市総合教育センター、 石渡靖之主査が新任教頭として着任をいたします。

以上でございます。

【委員長】

続きまして、報告第4号についてもお願いできますか。

【学務課長】

続いて、臨時代理による報告第4号「県費負担教職員の任免に関する内申について」報告申し上げます。別冊の67ページから74ページまでになります。

平成23年度末の管理職の異動でございますが、校長につきましては、退職者が14名、行政や 他市へ異動した者が6名おりましたので、平成23年度末、20名の新たな校長が配置できるよう になりました。平成24年度、新たに校長として異動した者は、再任の校長が6名、他市から3名、 市内新任校長は11名となりました。今年度は退職者が少なかったのですが、行政間とのやりくり の中で56歳以下の新任校長につきましては、5名配置することができました。新任副校長につき ましては1名配置しております。船橋中学校に1名でございます。

次に、教頭でございますが、退職者が5名、教頭から校長、副校長に昇任した者が5名、行政や他市へ異動した者が17名おりましたので、平成23年度末は27名の配置が可能となりました。 平成24年度、新たに教頭として異動した者は、再任の教頭が2名、新任教頭につきましては市内で25名配置いたしました。

最後に、女性管理職でございますが、平成23年度、18名でございましたが、平成24年度は 1名減の17名となっております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

報告第3号「職員の任免について」及び報告第4号「県費負担教職員の任免に関する内申について」の報告を受けましたけれども、この件に関しましてご意見、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

新任の教頭先生が25名というのは多いですね。

【学務課長】

昨年度に比べてもかなり数が増え、また、この先も退職校長が増えていきますので、今後も増えていく可能性が高いです。

【委員長】

ご意見、ご質問等、よろしいですか。

それでは、報告事項に移りたいと思います。

報告事項(1)、財務課よりご報告、お願いしたいと思います。

【財務課長】

報告事項(1)「船橋市立学校空調設備運用指針について」ご報告いたします。資料は本冊の217ページから232ページでございます。

本年度設置いたしました小学校、特別支援学校、市立船橋高校の普通教室等の空調設備が今年6月より稼動いたします。また、中学校は平成24年度設置する予定でございます。平成24年度、小学校等の普通教室等の空調設備を稼動するにあたり、平成22年以前に設置した空調設備の運用も含めまして、小、中、特別支援学校、市立船橋高等学校を対象に運用指針を定めました。

なお、平成24年度は夏季のみの運用を基本とし、冬季につきましては石油ストーブの使用を基本といたします。稼動期間は6月中旬から9月中旬を基本とし、設定温度は28度、稼動時間につ

いては、普通教室等は授業時間内、管理諸室は勤務時間内を基本としておりますが、普通教室等の 授業時間外の空調稼動は、校長等の許可のもとに使用することといたしました。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

学校空調設備の運用指針につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。初年度なのでいろいろ問題が出てくるかもしれません。校長が中心になってしっかりそこは対応していくということですね。ありがとうございます。

それでは、報告事項(2)に移りたいと思います。指導課、お願いいたします。

【指導課長】

資料233ページをご覧ください。「全国学力・学習状況調査」の実施について報告いたします。 平成24年度の文科省が実施する本調査に、抽出校21校とともに、残りの学校を希望利用校と して採点、集計等の予算を昨年度に引き続き計上いたしまして、市内全小・中学校が参加いたしま す。期日は4月17日火曜日、小学校第6学年の児童、約5,480名及び中学校第3学年の生徒、 約4,570名が調査対象の予定でございます。

平成19年度から始まった本調査は21年度まで悉皆調査として実施されておりましたが、平成22年度からは抽出調査となりました。平成23年度は東日本大震災のため実質中止となりましたが、平成24年度はこれまでの国語、算数、数学に新たに理科が追加されて実施されます。

指導課といたしましては、学力に関する状況、教育条件の整備状況、家庭環境や家庭における生活状況を把握し、広い視野に立って指導の改善につなげ、児童生徒の学力向上に役立てていきたいと考えております。また、すべての学校が自校の学力・学習状況を把握し、教育課程の編成のための資料にすることが本市全体の学力向上につながると考えております。

なお、平成25年度は悉皆調査によるきめ細かな調査が予定されているということでございますので、平成24年度に全校が実施することにより、すべての学校が平成25年度に比較できる資料を得ることができるものと考えております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいまご報告いただきました「全国学力・学習状況調査」の実施についてご意見、ご質問ございますでしょうか。

とにかく、やるからには結果をいい形で子どもたちに還元するということが重要だと思います。

【山本委員】

例年、公開は考えていないというんですけれども、今年度も公開は考えていないんでしょうか。

【指導課長】

24年度につきましても、数値等の公表については不開示情報として、公表は考えておりません。

【山本委員】

この全国学力・学習状況調査を船橋市内の全校でやって、実際にその結果を反映させているもの は具体的にございますか。

【指導課長】

やればすぐ効果が出るかというと、なかなかそういうものではないかと思いますが、この調査結果をもとに、指導課といたしましては、学校訪問や要請訪問等をして、新しい学習指導要領に示された観点、学校教育法30条に示された観点とこの学力調査の観点は一緒でございますので、その観点から各教員に指導助言をし、授業の改善を図って、子どもの学力向上につながるように努めているところです。各学校は、自分の学校の弱点について、例えば漢字力あるいは計算力が足りないということであれば、朝の帯どり時間を設けて、計算ドリルを積み重ねたり、漢字練習を積み重ねたりしながら、自分の学校の弱点について改善を図る努力をしている学校が多くございます。

【山本委員】

教科書選定のときにそれぞれの指導主事の方からいろいろ説明があって、例えば、本市の子どもは理科では観察力が弱くてといったことをおっしゃられていたと思うので、そういうことをぜひ反映してほしいと思いまして、一つ一つの学校で何が弱いかということをよく把握して、それをやっぱり指導にいかしていただきたいです。具体的に各論でやってほしいと思います。

【指導課長】

努めてまいりたいと思います。

先ほど、公表するのかしないのかというお話もございましたけれども、この学力・学習状況調査は、結果の公表をして、自治体間だとか学校間の比較をするということではなくて、課題を発見し、改善することがこの調査の目的でございますので、各学校においてそれぞれ特色がございますから、校長を中心にその学校の課題を取り上げて、何か取り組みをしていくように、指導課としても指導助言してまいりたいと考えております。

また、個票にそれぞれの設問の傾向が出ておりますので、その見方をまず資料を使って説明して、 あなたはこういう点が弱いとか、こういうところが優れているとか、そういったことを個々に面談 等を通しながら励まして、学力向上につなげてまいりたいと考えております。

【山本委員】

頑なに発表しないのではなくて、各学校、競争というと語弊があるんですけれども、うちの学校 は市内でもこれぐらいだとかというのも含めて、先生、生徒も含めて競争するようなこともあって もいいのかなという気が私はします。今の大阪ではないですけれども、だんだんとそういうふうな 流れもあるんですよね。それは一理あるのかなと思います。

【委員長】

校長会等でこの調査結果の活用について研究するとか、そういう機会はあるんでしょうか。

【指導課長】

校長会のことについては指導課としては把握しておりません。

【石毛教育長】

学力調査の結果の開示については、いろいろな考えがあり、議論がされているんですけれども、 文部科学省の方針としては、かつて弊害として言われたような過度の競争になってはいけないとい うことです。あるいは、過度の競争意識が余りにも高くなったために、不正に近いような取り扱い になってもいけないという心配の中で、都道府県の単位については公表していくということです。 また、市町村間については公表しませんが、現実に情報開示を求めて争ったときには開示請求とい うのは勝ちます。そこまでいくと開示せざるを得なくなるんですけれども、船橋市としては、開示 の弊害もあるわけですから、文部科学省の方針にまず従うことにしております。

指導課では、市内の子どもたちの学力について結果を分析して、特徴的なこと、教科に関すること、それから生活に関することも含めて分析して、学校へ全部配布しますので、学校はそれを参考にして、自分の学校の分析し、自分の学校のいいところ、悪いところをしっかり把握して、指導にいかしております。子どもには個々に返しますので、ただ渡すのではなくて、返すときにあなたはこういうところが優れています、こういうところを強化しましょうということを現実にやっているんですが、委員さん方がご指摘のように、そういったことが着実に、もっと子どもたちの意識を高めるうえで効果が上がるように、もう一度指導課の指導主事が中心となって学校訪問等で各学校に指導をしていくように呼びかけたいと思います。そのようにして、少しでも学校間格差がなくなるようにしていくことが重要だと思っております。

【委員長】

ありがとうございます。

調査が重ねられていくと、それがどういかされているのかということについて、きちっと説明していくことが重要だと思います。また、そういう実感を子どもたちも持てるようになるのも大事だと思います。よろしくお願いします。

では、よろしいですか。

では、報告事項(3)に移りたいと思います。保健体育課、お願いいたします。

【保健体育課長】

報告事項(3)の平成23年度市内小、中、特別支援、高等学校のインフルエンザ、麻しん、感

染胃腸炎の発生状況についてご報告いたします。別冊の75ページをお開きください。

まず、インフルエンザですけれども、小学校においては、一番上ですけれども、報告の学校数が 5 1 校と、昨年度と比較しますと約1.5 倍でございました。日課変更実施校・実施学級数は、昨年度の2倍以上の20校72学級でございました。また、学級閉鎖実施校は1.5 倍の48校、それから実施学級数は2倍以上の281学級と、非常に流行したことがうかがえます。

また、中学校においても、昨年度は学級閉鎖・学年閉鎖実施校ともゼロだったのに対し、今年は 学級閉鎖が4校5学級、学年閉鎖が1校5学級でした。また、日課変更実施校も9校34学級、昨 年度の約3倍と、流行したことがうかがえます。

次のページをご覧ください。麻しんにつきましては、今年度は発生してございません。 下の段の感染性胃腸炎につきましては、小学校で2校16名の報告がございました。 以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

インフルエンザがすごい勢いだったということがわかりました。先生方は大丈夫だったんでしょうか。

【保健体育課長】

人数は確認しておりませんが、多くの教職員もかかり、休みをとったと伺っております。

【委員長】

先生方は、この時期にインフルエンザの予防接種を受けるようにというような指示は何かあるんですか。

【保健体育課長】

特にワクチン、予防接種を受けるようにという指示はしてございません。

【石坂委員】

お薬を飲むと割と熱が早く下がってしまって、熱が下がって2日間ですか、登校しないようお医者さんには言われるようですけれども、実際、熱が下がってしまったら次の日には学校に登校したという子もいるとも伺っています。学校からはインフルエンザにかかった場合、こういう熱が下がってから2日間は休んで登校してくださいというようなお知らせはしていましたか。

【保健体育課長】

解熱後2日間は登校しないということはお知らせしていると思います。

【委員長】

よろしいですか。

では、報告事項(4)をお願いいたします。

【総合教育センター所長】

本冊の235ページをご覧ください。第47回教育研究論文についてご報告いたします。

教育研究論文募集の事業は、教職員の自主的な教育研究及び教育実践を奨励することにより、本 市教育の充実に寄与することを目的に、昭和40年から実施しております。本年度で47回目を迎 えました。2月15日には、審査委員長である日本女子大学教授、坂田仰先生、石毛教育長をはじ め、関係の方々にたくさん出席をいただき、表彰式を行いました。

審査結果につきましては、236ページのとおりでございます。本年度は、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員と広い職種からの応募があり、20名となりました。内容も、教科指導や学級経営の実践、健康、食育、小学校英語、パソコンの活用など、多岐にわたっております。また、応募者の経験年数を見てみますと、5年目以内の者が8名おりました。中でも、教育長賞受賞者は経験5年目、優秀賞受賞者は経験4年目の教諭でございました。

今後、この研究成果が各学校での新たな実践研究の貴重な資料となるように、教育研究論文集と して各学校へ配布してまいります。また、教育委員の皆様にもお渡しできますよう、手配させてい ただきます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

論文の一覧がありますが、なかなか多様ですね。子どもたちが元気に学習に取り組めるようにというところが中心になっていて、若い先生方がたくさん応募してくださるのはうれしいです。 よろしいでしょうか。

【石坂委員】

この論文は、学校と内外教育機関に置かれていて、保護者が目にできる場所とすると、図書館で しょうか。

【総合教育センター所長】

イントラネットのネット上では公開してございますけれども、一般の保護者の方々の目に触れる ということは今のところなっておりません。学校に配布しておりますが、基本的にはイントラネットのほうで見られるということにしております。

【石坂委員】

学校の先生がこんな頑張っているというのを子どもたちに知らせたいので、もう少し何か広がりがあるといいと思います。特に、その学校の校長先生が全校集会でお話しするとか、もう少し何と

かできるといいと思います。

【総合教育センター所長】

ありがとうございます。これから広める検討をしてまいりたいと思います。

【委員長】

ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項(5)にまいりたいと思います。生涯スポーツ課、お願いします。

【生涯スポーツ課長】

本冊の資料の237ページをご覧願います。報告事項(5)「平成24・25年度船橋市スポーツ 推進委員の委嘱状交付式について」でございます。

現在、委嘱しております平成22・23年度の船橋市体育指導委員195名につきましては、船橋市スポーツ推進委員に関する規則第4条に基づき、平成24年3月31日をもって2年の任期が満了いたすところでございます。平成24・25年度の船橋市スポーツ推進委員の候補者を船橋市地区連絡協議会会長並びに町会、自治会にご依頼し、スポーツ推進委員の定数200人以内のところ、197人の推薦をいただいたところでございます。

この候補者につきましては、スポーツ基本法第32条第1項に基づき、平成24年4月1日付で 委嘱するものでございます。また、スポーツ推進委員の地区定数については、市内の24地区で定 めております。詳細につきましてはお手元の資料の238ページのとおりでございます。

よって、平成24年4月7日土曜日、10時から、市役所11階大会議室において平成24・2 5年度の船橋市スポーツ推進委員の委嘱状交付式を行うものでございます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ただいまご報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 よろしいですか。

それでは、報告事項(6)、その他で、報告が何かある方は、いらっしゃいますでしょうか。

【石坂委員】

報告ではありませんけれども、教えてほしいことがあります。広報ふなばしで船小の校舎のお別れ式のことが載っていました。どなたか、どんな様子だったか教えていただけますか。

【石毛教育長】

あいにく雨の中でしたが、小降りだったので、予定どおりグラウンドを使ってやりました。グラ

ウンドがいっぱいになるぐらい、児童と保護者と卒業生などが校舎に別れを惜しんだわけですけれ ども、みなさん思い出を語りながら、懐かしく、反面寂しく、お別れ式を行っておりました。

私は次に用事がありましたので式だけで退席したんですが、午前中で旧校舎の内覧が終わる予定だったんですけれども、午後も多くの方が残って学校内を見ながら別れを惜しんだようです。やはり伝統校ですので、みなさん感慨深いものがあったのかなという感じを受けました。

【石坂委員】

ありがとうございます。

【委員長】

地域にとっては、やはり学校が持つ意味というのはすごく大きいというのは、そういうときは実 感します。

【篠田委員】

議案第21号で、先ほど船橋の文化財は、国、県、市の合計が47件ほどあるとのことでしたけれども、他市と比較するとどうなんですか。

【文化課長】

すみません。ちょっと他市の状況は詳しくわかりません。

【篠田委員】

私は、市内の文化財は少ないと思います。また、船橋は文化財や歴史的なものをPRすることが下手だと思います。

こういう文化財の関係の方に、例えば、巣鴨のとげ抜き地蔵のようなものを発掘していただき、 船橋に多くの人が来て、住んでみたいという人が増えてというようなことにつなげていただければ と思います。他の地域から船橋市に来てもらうというのが、船橋市の活性化につなげるには大事だ と思うんです。

そういった意味で、この文化財を発掘するということは大事で、うまいことコーディネートして、 他の地域から来たくなるようなものを積極的に発掘するべきだと思います。その辺を頭に置いてい ただければと思います。

【生涯学習部長】

ご指摘のこと、ごもっともでございます。今、市民大学校のほうでマイスター学科ということで、 歴史の関係で、今年で丸2年になりますが、その方たちが地域の案内人になって文化財を周ってい くということをしております。

また、きららホールでは、来年度になりますけれども、無形文化財の神楽をやる予定でございます。ほかの市町村と比べて天然記念物の数が少ないかどうかはわからないんですが、天然記念物そ

のものを指定しているのは余りほかの市町村ではありません。今回は歴史が確実にわかるということでしておりますが、委員おっしゃったように、うまく経済面を含めてコラボしながら、やっていきたいと思います。ご意見承りました。ありがとうございます。

【委員長】

ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、本日予定しておりました議案等の審議は終了いたしました。

平成23年度、最終の教育委員会会議ということで、今年度は、昨年3月の震災を受けて、4月 当初からこれまでにないようなさまざまな事態を乗り越えながらやってきた年度で、印象深いとこ ろもあります。特に学校の耐震化や建て替えについては、施設課長にはいろいろ教えていただいた り頑張っていただいたり、ありがとうございました。

また来年度もみんなで力を合わせていい方向に進めていければいいなというふうに思いますので、 引き継ぎ等もしっかりお願いしながら、新しい年度を迎えていければと思います。本当は皆さんに ごあいさつをいただけるといいなと思っておりましたが、教育委員会会議3月定例会はこれで閉会 といたしたいと思います。お疲れさまでした。